

## 「居宅介護等サービス」重要事項説明書

※本事業所では、ご契約者に対して障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(移動支援事業)を提供します。当サービスの利用は、原則として移動支援事業において延岡市の支給決定を受けた方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	.....2
2. 事業所の概要	.....3
3. 事業実施地域	.....3
4. 営業時間	.....3
5. 職員の体制	.....3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	.....4
7. サービスの利用に関する留意事項	.....8
8. サービス実施の記録について	.....9
9. 守秘義務について	.....10
10. 事故発生時の対応	.....10
11. 損害賠償保険について	.....10
12. 苦情の受付について	.....10

### 1. 事業者

法人名	社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会
所在地	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4
電話番号	0982-32-6555
代表者氏名	会長 柳田 泰宏
設立年月日	昭和42年3月28日

## 2. 事業所の概要

事業の目的	介護給付費を受けた契約者への、適正な居宅介護等サービスの提供
事業所の名称	延岡市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所
事業所の所在地	宮崎県延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4
電話番号	0982-32-6570
開設年月	平成15年4月1日
事業所が行なっている他の業務	居宅介護、同行援護、重度訪問介護

## 3. 事業実施地域

原則として延岡市内(島浦町を除く)
-------------------

## 4. 営業時間

営業日	月曜日～日曜日	ただし、12月31日～1月2日を除く
営業時間	午前6時～午後10時	
受付時間	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分

上記のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

## 5. 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
管理者	1 (兼)	—	事業の運営管理
サービス提供責任者	2 (兼)	—	介護給付費を受けた方への適切な居宅介護の提供
訪問介護員		5 以上	介護給付費を受けた方への適切な居宅介護の提供

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### (1)「居宅介護等計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護等計画」を定めて、サービス提供します。「居宅介護等計画」は、市町村が決定した「支給量」とご利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容やご契約者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護等計画」は、ご利用者やご家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、ご利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### 〈サービス内容〉

○官公庁や銀行等の公共機関への用務、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の援助をおこないます。

\*1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

### (2)サービス提供に要する実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

\*公共交通機関などの交通費(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

#### 〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、サービス利用料金から1割に相当する額を利用者負担金としてお支払いいただきます。

種類	身体介護なし	身体介護あり
算定時間		
30分以下	800円	2,300円
30分を超え1時間以下	1,500円	4,000円
1時間を超え1時間30分以下	2,250円	5,800円
1時間30分を超え2時間以下	2,950円	6,550円
2時間を超え2時間30分以下	3,650円	7,300円
2時間30分を超え3時間以下	4,350円	8,050円

種類 算定時間	身体介護なし	身体介護あり
3時間を超え3時間30分以下	5,050円	8,750円
3時間30分を超え4時間以下	5,750円	9,450円
4時間を超え4時間30分以下	6,450円	10,150円
4時間30分を超え5時間以下	7,150円	10,850円
5時間を超え5時間30分以下	7,850円	11,550円
5時間30分を超え6時間以下	8,550円	12,250円
6時間を超え6時間30分以下	9,250円	12,950円
6時間30分を超え7時間以下	9,950円	13,650円
7時間を超え7時間30分以下	10,650円	14,350円
7時間30分を超え8時間以下	11,350円	15,050円
8時間を超え8時間30分以下	12,050円	15,750円
8時間30分を超え9時間以下	12,750円	16,450円
9時間を超える場合	13,450円	17,150円

### 【利用者負担に関する月額上限】

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

ご利用者の課税状況	1ヶ月あたりの負担上限額
生活保護受給世帯	0円
非課税世帯 年間収入が80万円未満	0円
非課税世帯 年間収入が80万円以上	0円
課税世帯 市民税所得割額(障害児)28万円未満	4,600円
課税世帯 市民税所得割額 16万円未満	9,300円
課税世帯 市民税所得割額 16万円以上	37,200円

### (4)利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

当事業所では金融機関口座からの自動引き落としをご利用していただきます。ご利用できる金融機関は次のとおりです。

- ・宮崎銀行
- ・宮崎太陽銀行
- ・宮崎県下の信用金庫
- ・ゆうちょ銀行
- ・宮崎県(南部)信用組合
- ・九州労働金庫
- ・宮崎県下の農業協同組合
- ・(福岡、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、南日本)銀行

利用料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求のうえ引き落とします。サービス提供翌月の19日までに、ご契約通帳の残高をお確かめ下さい。

## (5)利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料はいただきません。ただし、訪問介護員到着後の私的理由(不在、拒否等)によるキャンセルの場合は実費請求させていただきます。
- ③ 市町村が決定した「支給量」内でサービスを提供します。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ガイドヘルパーの稼働状況によりご利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

## 7. サービスの利用に関する留意事項

### (1)ホームヘルパーについて

サービス提供にあたっては、複数のガイドヘルパーが交替してサービスを提供します。

ご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

ご利用者から特定のガイドヘルパーを指名することはできませんが、ガイドヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## (2) サービス提供について

サービスは、「居宅介護等計画」にもとづいて行います。提供にあたっては、ご利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

## (3) 介護給付費支給決定内容の確認

「住所」及び「利用者負担額」「支給量」などに変更があった場合は速やかにお知らせください。また、担当ガイドヘルパーやサービス提供責任者が支給決定書等の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

## (4) ガイドヘルパーの禁止行為

ガイドヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 医療行為</li><li>② ご利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり</li><li>③ ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品等の授受</li><li>④ ご利用者のご家族等に対するサービスの提供</li><li>⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(外出介護等においてご利用者の同意を得て一緒に飲食を行う場合は除きます。)</li><li>⑥ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為(ご利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)</li><li>⑦ その他ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為</li></ul> |
|---|

## 8. サービス実施の記録について

### (1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

## (2)ご利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

## 9. 守秘義務について

当事業所では関係法令に基づいて移動支援を提供する上で知り得た、ご利用者およびその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

## 10. 緊急時における対応方法

サービスを提供中にご利用者の体調や容体の急変、その他緊急事態が生じた場合は、ご家族や医療機関、関係機関等へ連絡を行うなどの、必要な処置を講じます。

## 11. 事故発生時の対応

居宅介護等サービスを提供する上で事故が発生した場合は、ご家族や関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

## 12. 虐待防止に関することについて

事業所では、障がい者虐待の防止法等に関する法律により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、市へ通報を行います。この場合は秘密保持義務違反の責任は負わないものとします。

## 13. 損害賠償保険について

事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本興亜損害保険株式会社
保険名	社協の保険
補償の概要	賠償補償・傷害補償・感染症補償

## 14. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見などサービス利用に関するご相談、ご利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

延岡市社会福祉協議会 居宅介護事業所長

○相談窓口            電 話:0982-32-6570  
                              FAX:0982-32-6553

○受付時間            毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ その他、延岡市社会福祉協議会では、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応 を推進するため、第三者委員を配置し直接苦情を受け付けます。

○相談窓口            電 話:0982-32-6555  
                              FAX:0982-35-5863

○受付時間            毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

延岡市 障害福祉課	所在地:延岡市東本小路 2-1 電話番号:0982-22-7059 F A X :0982-21-0203
宮崎県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地:宮崎市原町2-22 電話番号:0985-60-0822 F A X :0985-60-0823



15. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

私は、移動支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 延岡市社会福祉協議会	指定居宅介護事業所(移動支援)
サービス提供責任者	⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、移動支援サービスの提供開始に同意いたしました。

令和 年 月 日

利用申込者 住所 延岡市 \_\_\_\_\_  
 お名前 \_\_\_\_\_ ⑩  
 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

ご家族 住所 \_\_\_\_\_  
 お名前 \_\_\_\_\_ ⑩  
 (続柄 \_\_\_\_\_ )  
 電話番号 ( ) \_\_\_\_\_